

# 長野市民病院 医倫理委員会 設置要綱

平成 15 年 4 月 1 日

要 綱 第 48 号

(設置)

第1条 長野市民病院に長野市民病院医倫理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、長野市民病院において人間を対象とした医学の研究及び診療並びにこれに関連する行為を実施する場合、これがすべて医の倫理に添って適正に遂行されるために必要な次に掲げる事項を審議する。

- (1) 医倫理に関する基本的事項の調査・検討
- (2) 院内に所属する者から申請のあった院内での新しい診療技術の開発又は研究などの実施計画の審査
- (3) 終末期医療に関する事項
- (4) 臓器移植に関する事項
- (5) その他の倫理的問題

(委員)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、委員長、副委員長は互選する。

- (1) 副院長
- (2) 診療部医師
- (3) 薬剤部長
- (4) 事務部長
- (5) 看護部長
- (6) 事務部門の課長
- (7) 病院に所属しない者3名(特別委員)

2 前項の委員は、以下を持って構成する。なお、(1)から(3)は同時に兼ねることができない。

- (1) 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者
- (2) 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者
- (3) 一般の立場から意見を述べるができるもの
- (4) 男女両性

3 1項の委員は病院長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第5条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

4 審査の判定は、出席委員全員の合意を原則とする。

5 委員会の審査結果について、出席委員全員の合意を得て、結果を公表することができる。

(申請手続及び判定通知)

第6条 審査を請求しようとする者(以下「申請者」という。)は、所定の申請書に必要事項を記入し、関係書類を添えて病院長に提出し、病院長は委員長に提出しなければならない。

2 委員長は、審査終了後速やかにその判定結果を病院長に通知し、病院長は承認後速やかに文書により申請者に通知しなければならない。

(意見の聴取)

第8条 委員会が必要と認めた時は、申請者又は当該研究等の実施責任者を委員会に出席させ説明及び意見を求めることができる。

2 委員会が、当該審査の内容を病院長が把握する必要を認めた場合は、病院長は委員会に同席することができる。

(事務局)

第9条 委員会の庶務は企画財務課において処理する。

(補則)

第10条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この内規(改正前「長野市民病院医倫理委員会内規」)は、平成11年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。